

内閣参質二一七第六五号

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

御指摘の「低価値・無価値医療」については、政府として定義していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、医療行為の有効性等については、例えば、診療報酬上の評価に当たり、公正中立な立場にある学識経験者を委員に含む中央社会保険医療協議会において、科学的な根拠に基づく評価を行っているところである。

四について

お尋ねの「低価値・無価値医療の特定と管理のために、必要なデータを整備・公開」し、「適正な医療サービスの提供を促進」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「保険診療データや臨床評価データ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項の規定により、「医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況」や「医療の提供に関する

地域別の病床数の推移の状況」等の医療保険等関連情報について調査及び分析を行い、その結果を公表することなどにより、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進することとしているところである。

六について

御指摘の「効果が乏しいサービスや過剰なケア」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「低価値・無価値サービス」については、政府として定義していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、介護に係る「サービス」の在り方については、その質を確保する等の観点から、例えば、社会保障審議会介護給付費分科会等において、必要な調査等を行いながら、適切な評価等を行っているところである。